

嗣子寺西理伯の願書等を載せたり。其の寫如左。
乍恐申上候。

私親寺西養見儀町外科仕候に付、寺西庄兵衛上_レ地御貸屋敷奉願候處、願之通被爲_レ仰付、唯今迄右御屋敷に居住仕候。養見儀當七月致_レ病死、私事親同事に家業も相勤申候。

右跡屋敷家作も御座候間、只今迄の通地子銀差上、御貸屋敷被爲_レ仰付被_レ下候様奉願候。以上。

享保十八年十月 石坂町町外科 寺西理伯印

町御奉行所

町外科寺西養見致_レ病死候に付、せがれ理伯御貸屋敷願書付指出候付、進_レ之候。御報次第可_レ申渡候。以上。

十月十六日

稻垣與三右衛門

小堀左兵衛

淺加作左衛門様

山森藤左衛門様

金森助右衛門様

町外科寺西理伯親養見跡屋敷、御貸屋敷に而罷在候通、理伯儀も相願申段書付、奥書を以指出候に付、則書付の趣仰

年寄衆に御達候處、願之通可_レ申渡旨、先月御用番安房守殿被_レ仰渡候間、右之趣理伯可_レ申渡由御紙面之趣致_レ承知候。以上。

十二月廿日

小堀左兵衛

稻垣與三右衛門

淺賀作左衛門様

右は享保十八年也。

石坂町寺西養見致_レ病死候に付、居屋敷地差上候儀、暫延引致度旨願書付、後見人より出候に付、差進候。願之通御聞届之様致度候。以上。

七月六日

小堀牛右衛門

成田宇左衛門様

右は寶曆十年にて、この養見は前の理伯なるべし。

按ずるに、町醫者は、そのかみ居屋敷を賜はる制度なり。

故に萬治二年十一月廿五日居屋敷定書に、百七拾歩町醫者並と見ゆ。又寛文元年閏八月執政中の書出に、左の如く見えたり。

町醫者之内御屋敷被_レ下者致_レ死去候者、屋敷爲_レ上可_レ被_レ申

候。其せがれ親不劣療治能仕候はゞ、其通申上、重而其屋敷可_レ被_レ下候。若し其せがれ不心懸に而、療治能と不仕候はゞ、勿論御屋敷被_レ下間敷候條、可_レ被_レ得其意候。町奉行相談を以、切々改可_レ被_レ申候。恐惶謹言。

閏八月十七日

今枝民部

奥村因幡

奥村河内

前田對馬

津田次郎左衛門殿

近藤新左衛門殿

久津見忠兵衛殿

右爲_レ考證載_レ之。

○石坂五十人町

三社にも五十人町あり。又小立野に二十人町、田町邊に三十人町といふもあり。皆舊藩中足輕の組地なり。三社五十人町は、湯淺進良の足輕組宛行考に、藩祖高德公越前府中在城の頃、府中にて鐵炮之者五十人、外小頭五人召抱えられ、小塚藤右衛門へ預けられ、越前本保村にて小頭へ七拾

石宛、五人にて三百五拾石、裁許之者五十人へ四拾石貳斗宛、五十人分貳千拾石賜はり、所々の軍役相勤、能登國へ入部し給ふ後は、羽咋郡鉾打村にて賜はり、金澤入城の後は、石川郡木津・明嶋村にて賜はりけり。小塚藤右衛門死後小塚權太夫組と成、小塚淡路代まで預けられ、此時三社へ引越、五十人町の名起れるよし、先筒足輕組大屋彦太郎等の由緒帳に記載す。とあり。按ずるに、石坂五十人町も、右同様の組地ならんか。但し延寶の金澤圖を見るに、今瑞泉寺の地邊より五十人町の地邊へかけ、小幡宮内下屋鋪とあり。

然らば寶永三年に小幡氏の知行を没收せられ、下屋鋪の上_レ地と成りたる後に組地と成りたるものなれば、三社五十人町とは異なり。後には此の石坂五十人町は、割場附足輕中の組地と成りたり。尙追考するに、石坂五十人町はいにしへ母衣足輕の組地ならんか。博伽雜談に、敬覺覺書に云ふ。利長様御代、慶長六年より同十年の頃まで、御歩母衣衆とて、其の頭三人今井左太夫・中村彌五左衛門・宮崎藏人也。又母衣足輕と云ふ者百人在_レ之。知行三千石被_レ下置、今の五十人町其組地にて相勤ける處、改作以前の事にて、百